

確定申告の準備は

お早めにご！

提出期間は2月18日(月)～3月15日(金)です

確定申告とは、前年1月1日から12月31日までの1年間の所得とそれに対する所得税額を計算し、確定申告書を税務署へ提出することです。

申告が必要な人は、収入が分かる書類や控除証明書などの書類を揃え、申告します。事業(営業・農業)や不動産の所得の申告は、必ず事前に収支内訳書を作成してください。

源泉徴収などですでに納めている所得税額より確定申告書で計算した所得税額が少ない場合は、還付申告については、確定申告期間以前でも税務署ですることが出来ます。※平成28年分以降の確定申告書等の提出の際に

はマイナンバーの記載+本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

※市の申告受付の日程などは、市ホームページと広報こなん2月号号お知らせします。

※水口税務署の確定申告会場は、2月18日(月)から水口社会福祉センター(甲賀市)で開設します。

水口税務署

☎62・0314(代)

※自動音声での案内となります。

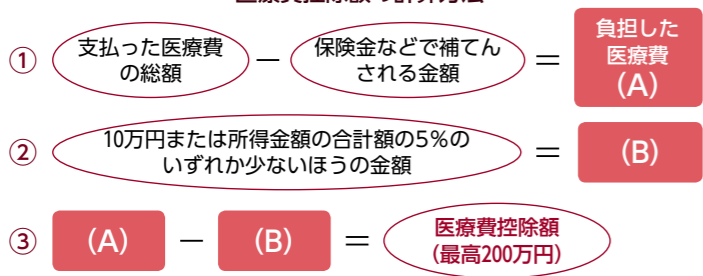
税務課(東庁舎)

☎71・2319

※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

控除できる金額は？

医療費控除額の計算方法



※「保険金などで補てんされる金額」とは、健康保険などから支給を受ける療養費や出産育児一時金のほか、生命保険契約(簡易保険などを含む)の医療保険金、入院給付金などのことです。

本人や生計を一にする家族の医療費を支払ったときまたは医薬品を購入した場合、税金申請の際に医療費控除として所得から差し引くことができます。



医療費控除

対象になるものは？

- 医師、歯科医師による診療費・治療費・入院費
※診断の結果、病気が見つかり、治療に至った場合を除き、健康診断、人間ドックなどの費用は対象外
- 治療、療養のための医薬品の購入費
- あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による治療のための施術費
- 介護保険サービスを受けた際に発行される領収書などに記載されている医療費控除相当分
- 特定保健指導のうち一定の基準に該当する人が支払う自己負担金
- 通院のための、電車やバスなどの公共交通機関の交通費
※タクシー代などは対象外

- 主治医の証明を受けた介護用おむつ代
※初回は医療機関が発行する「おむつ使用証明書」、2年目以降は高齢福祉課[保健センター](☎71・2356)が発行する「おむつ代医療費控除の証明にかかる確認書」で申告できます。詳しくは、お尋ねください。

セルフメディケーション税制

1年間に12,000円を超えて特定一般用医薬品等購入費を支払った場合、最高88,000円までを医療費控除として所得から差し引くことができます。
※この税制の適用を受ける場合、通常の医療費控除は受けることができません。

☎税務課(東庁舎) ☎71・2319 ☎72・2460

今からできる準備は？

- ① 昨年1年間に支払った医療費の領収書、健康保険組合などが発行する医療費通知(医療費のお知らせ)を用意する。
- ② 病院別にそれぞれ合計し、「医療費の明細書」を作成する(任意様式でも可)。
 - ・明細書の添付により領収書の提出は不要に。ただし、税務署から領収書の提示または提出を求められる場合があるので、5年間保存が必要。
 - ・支払った医療費額等の必要事項の記載がある医療費通知の添付により、記載がある領収書分を省略できる。
- ③ 生命保険などで補てんされたり、健康保険から返ってきた金額があれば、支払った医療費総額から差し引く。なお、まだ保険金などを受け取っていない場合は、受取予定額を差し引く。

寝たきりや認知症などの高齢者が障害者控除の対象になります

身体障害者手帳などの交付を受けていない65歳以上の人で、認定基準に該当する人は、障害者控除の認定書の交付が受けられます。認定書を確定申告時に提示すると所得税や市・県民税の障害者控除が受けられます。

■申請方法 申請書を☎へ
認定基準

| | 日常生活自立度(介護保険認定調査票) | | 身体障がい程度(指定医の診断書) |
|---------|---------------------------------------|----------|------------------------------------|
| | 障がい高齢者 | 認知症高齢者 | |
| 特別障害者控除 | BまたはC(寝たきり状態が6か月以上) | IVまたはM | 身体(1級・2級) |
| 障害者控除 | - | IIまたはIII | 身体(3級~6級) |
| ☎ | 高齢福祉課[保健センター] ☎71・2356 ☎72・1481 | | 社会福祉課(東庁舎) ☎71・2364 ☎72・3788 |

あなたは確定申告が必要？不要？ ※あくまで大まかな判定ですので、ケースによっては申告要否が変わることがあります。



■昨年1年間、無収入の人でも市・県民税(住民税)の申告が必要な場合があります
・申告をしなければ一部税証明が発行されない場合があります。
・非課税収入(遺族年金・障害者年金など)や預貯金などで生計を立てていた人は住民税申告をしなければ、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減対象になりません。

申告書などは国税庁ホームページで作成できます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して、自宅のパソコンなどから申告書を作成すると、税額が自動計算され、誤りなく作成できます。

- ・「確定申告書等作成コーナー」の操作など ☎e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570・01・5901
- ・マイナンバーカードの利用に関すること ☎マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120・95・0178